

令和7年度芦北町国保保健事業実施計画

1. 目的

芦北町国民健康保険被保険者の健康の保持増進に向けて、次の基本方針に基づき、対象者を効率的に選定し各事業を実施することにより、特定健診受診率向上、生活習慣病予防及び医療費の適正化に務めるものとする。特定健診対象者が健診結果から自らの健康状態を知ることによって健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、生活習慣を見直すきっかけとなるよう個人に支援をする。

2. 基本方針

- (1) 生活習慣病予備群の早期発見・早期介入
- (2) 生活習慣病の早期発見・早期介入

①生活習慣病予防対策

特定健診未受診者対策（d）

ア 未受診者の分類

【実施内容】

「令和7年度芦北町各種健診一括申込書」の提出状況により勧奨対象者を抽出する。

【分類方法】

分 類		【実施時期】 6～3月	案内方法等の分類
1	一括申込書未提出者	※イ-①の対象者	通知（受診券・受診案内）による勧奨
2	集団健診・個別健診受診希望者のうち未受診者	※イ-②の対象者	訪問・電話・通知による勧奨
3	集団健診のがん検診受診時などに特定健診を受けなかった者		通知による勧奨

【目的と効果】

各種健診一括申込書の提出状況を把握することで、実状にあった健診の実施、勧奨を検討することができる。

イ-① 未提出者勧奨

【実施内容と対象者】

上記アの1「一括申込書未提出者」の中で、優先的な勧奨対象となった者を対象とし、経年的未受診者にならないよう、保険者が引き続き特定健診対象者として管理する。

一括申込書未提出者から下記の優先的な勧奨対象者を選別する	
郵便による勧奨対象 【実施時期7～11月】	① 過去3年特定健診未受診者で、生活習慣病での医療機関受診歴がある者 ② 過去3年特定健診未受診者で、生活習慣病での医療機関受診歴がない者 ③ 過去3年のうち特定健診を不定期に受けている者で、生活習慣病の所見があるが医療機関への定期通院歴がない者 ④ 過去3年のうち特定健診を不定期に受けている者で、生活習慣病の所見があり、医療機関へ定期的に通院している者 ⑤ 過去3年のうち特定健診を不定期に受けている者で、生活習慣病の所見はなく、医療機関への定期通院歴がない者 ⑥ 過去3年のうち特定健診を不定期に受けている者で、生活習慣病の所見はないが、医療機関へ定期的に通院している者 ⑦ 当年度40歳到達者 ※受診または情報提供を促す

【目的と効果】

1. 対象者に勧奨通知を送付し、申し込み忘れやこれまでの未受診者の新たな受診へつなげる。（委託業者から集団・個別健診対象者への勧奨時には、個別健診受診券及び情報提供票を同封してもらう。情報提供対象者への勧奨は、医療年金係からも随時行う。）
2. 健診受診後の保健指導や訪問指導等により、生活習慣病の予防及び改善が見込まれる。また、早期に関わることで重症化を防ぎ、本人及び保険者の負担軽減を図る。

イ-② 訪問等による未受診者勧奨

【実施内容】

上記アの2「集団健診・個別健診受診希望者」のうち未受診者で、訪問による勧奨が効果的と思われるケースを選別し、本人の積極的な受診につなげる。また、訪問以外の対象者には通知による勧奨を行い、経年的未受診者にならないよう、保険者が引き続き特定健診対象者として管理する。

【対象者と実施時期】

対 象 者		実施時期
1	未受診者のうち、訪問による勧奨対象に分類された者 ※過去の集団健診受診歴や診療歴により分類する	8～11月
2	集団健診を申込後、受診に来なかった者 ※12月に追加で実施される集団健診または個別健診を勧奨	11月
3	個別健診が2月まで、情報提供が3月までなので、以前勧奨した人の中で未受診者に電話または通知等で勧奨をする	12～2月

【目的と効果】

1. 通知文や受診券を送付し啓発することにより、リマインド効果が期待できる。
2. 集団健診・個別健診の実施期間に訪問勧奨することで受診につながる勧奨ができる。
3. 受診勧奨による健診受診後の保健指導や訪問指導等により、生活習慣病の予防及び改善が見込まれる。早期に関わることで重症化を防ぎ、本人及び保険者の負担軽減を図る。

ウ 事業所（勤務先）健診の結果取得

【実施内容】

事業所での健診を受診する者に対し、健診結果の情報提供をもって特定健診に代えることができる旨を通知し、本人の協力を得て健診結果を提供してもらい、受診率の向上につなげる。

【対象者と実施時期】

対 象 者	実施時期
前年度に事業所で受けた健診結果を提出した者	随時（前年度健診受診時期頃） 対象者へ通知発送 随時 不足項目の再提出依頼・国保特定健診の案内

【目的と効果】

1. 労働安全衛生法に基づいて行われる事業主健診を受けた場合は、特定健診に代えることができるため、健診結果を情報提供してもらう。健診結果を情報提供してもらい、個人の健診結果として管理することができる。
2. 特定健診受診率の向上につながる。事業所健診の検査項目が特定健診の基本項目を満たしていない場合は、不足項目の検査結果が提出可能であるか再提出依頼をし、事情により事業所健診を受診できなかった方には、国保の特定健診も受診可能であることなどを知らせることができる。

エ 情報提供事業（みなし健診）

【実施内容】

生活習慣病等で医療機関を受診中かつ特定健診未受診の被保険者を対象として、本人の同意を得て健診結果の情報提供を受け、受診率の向上につなげる。

【対象者と実施時期】

対 象 者	実施時期
特定健診対象者のうち、特定健診と同等の検査を行っている者	年度当初 国保連と継続契約
	7～11月 受診勧奨委託業者から対象者へ通知、 情報提供票等発送
	随時 医療年金係から対象者へ通知、情報提供票 等発送

【目的と効果】

1. 診療情報を活用した特定健診受診率向上の取組の一環として、医療機関から検査データを本人同意のもと情報提供してもらうことで、特定健診を受診したとみなされ、特定健診受診率の向上につながる。
治療による検査項目が特定健診の基本項目を満たしていない場合は、追加検査を実施することとし、事情により情報提供できない場合には、国保の特定健診を通院先で受診するよう勧奨することができる。
2. 個人の健診結果として管理することができ、健康状態の把握、その後の保健指導へ反映することができる。

特定保健指導未利用者対策（e）

【実施内容】

特定保健指導の未利用者の理由の把握や分析を行い、効果的な利用勧奨を行うことにより、特定保健指導の実施率の向上を図る。

【対象者と実施時期】

対 象 者	実施時期
特定保健指導の対象者のうち、未利用者	11～3月

【実施方法】

特定保健指導の対象になった者のうち未利用者へ、基本的に訪問を積極的に実施し、面会できなかった対象者については、電話等による確認をする。特定保健指導を勧めるが、利用しない者については保健師と管理栄養士が、タブレット版保健指導教材「どこでもケア」を使用し、庁舎外での保健指導に活用する。

【目的と効果】

1. 対象者から特定保健指導未実施の理由を聞き取り、個人にあった支援を検討することができる。
2. 特定保健指導を利用しない場合は、健診結果による「情報提供」を実施する。
3. 個人の健康意識を高め、生活習慣の改善につなげる。また、次年度以降の健診受診を勧奨することで、継続して健診結果を把握することができるようになる。

特定健診継続受診対策（g）

【実施内容】

当年度に受診した者へ、次年度も継続受診してもらうよう勧奨通知を送付し、受診率の向上を図る。

【対象者・実施時期】

対 象 者	実施時期
令和7年度特定健診受診者及び情報提供者	3月下旬

【目的と効果】

1. 対象者に対して、次年度も継続して特定健診を受診してもらうよう郵送にて受診勧奨を行う。
2. 継続受診することにより、本人の健康意識の向上、生活習慣病の予防及び改善が見込まれる。通年で関わることで、重症化を防ぎ、本人及び保険者の負担軽減を図る。

40歳未満早期介入保健指導事業（f）

【実施内容】

- ・内臓脂肪型肥満等に着眼した保健指導を実施し、生活習慣病の一次予防に重点を置いて取り組む。
- ・次年度40歳の者には、特定健診の対象や内容などの周知を図るために通知や訪問を行い、理解を広げ、次年度は特定健診対象であることの認識を深めてもらい、本人の積極的な受診を促すことで今後の継続受診につなげる。

【対象者・実施時期】

対 象 者	実施時期
① 小学5・6年生親子	11月
② 当年度40歳到達予定者（節目年齢での無料健診受診勧奨）	7月
③ 生活習慣病健診対象者（20～39歳）	9～12月（集団健診）
④ 次年度40歳到達予定者（国保被保険者への特定健診受診勧奨）	3月

【実施方法】

1. 対象者①に対して、希望者に生活習慣病同等の健診を行い、結果説明会時に生活習慣病予防についての話を行う。
2. 対象者②に対して、40歳到達年度は健診が無料であるため受診勧奨を行い、集団健診前には未申込者に対して再度勧奨を行う。
3. 対象者③に対して、生活習慣病健診を行う。未申込者へは受診勧奨を行う。
4. 生活習慣病健診当日、全員に生活改善のための保健指導を実施し、次年度の受診勧奨も行う。健診結果で基準値を超えている者を抽出し重症化予防の保健指導も必要に応じて行う。
5. 対象者④に対して、40歳は無料で特定健診を受診できるため、通知による勧奨を行う。

【目的と効果】

1. 若い世代のうちに生活習慣の改善に取り組むことで予防効果が期待でき、自己管理ができるようになることを目的とする。
2. 40歳に到達し特定健診の対象となった時、引き続き健診を受診するよう勧奨できる。
3. 次年度は40歳の者は、次年度特定健診の対象者となることを理解していただき、内容や効果について周知することができる。40歳到達年度は各種健診が無料であるため、受診しやすいことをアピールできる。
4. 本人の健康意識の向上と、健診受診後の保健指導や訪問指導等により、生活習慣病の予防及び改善が見込まれる。早期に関わることで重症化を防ぎ、本人及び保険者の負担軽減を図る。

① 生活習慣病等重症化予防対策

生活習慣病等重症化予防 (i)

【実施内容】

特定健診の結果やレセプトデータ等を活用して、対象者の生活環境や就労状況、生活習慣等を把握し、個々に応じた保健指導や医療機関への受診勧奨を行う。

【対象者と実施時期】

対 象 者	実施時期
特定保健指導対象者以外で、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者 ① 血圧Ⅱ度以上者（治療者除く） ② HbA1c 6.5以上（70歳以上及び治療者は7.0以上） ③ LDL 180以上者（治療者除く） ④ 心電図にて「心房細動」所見のある者 ⑤ 腎専門医への紹介基準対象者 等	通年

【実施方法】

- ① 特定健診結果やレセプトデータなどを活用し、対象者を抽出する。
- ② 介入方法と優先順位をつけ、地区ごとに管理していく。
- ③ 結果説明会等の個別面談において保健指導を実施する。また、タブレット版保健指導教材「どこでもケア」を庁舎外での保健指導に活用する。必要に応じて上腕式血圧計を持参し、家庭血圧測定を推奨する。1カ月間の借用期間を設け、測定値や体重等を記録してもらう。
- ④ 医療機関未受診者や治療中断者など、保健指導や栄養指導の必要に応じて、連絡票や糖尿病連携手帳を活用し、かかりつけ医と連携した予防事業に取り組む。

【目的と効果】

1. 生活習慣病重症化による合併症の発症・進展抑制を目指す。
2. 医療機関の受診が必要な場合には、適切な受診への働きかけを行うことができる。
3. 治療中の者には、医療機関と連携した、重症化予防のための保健指導が可能となる。
4. 生活習慣病は自覚症状がないため、対象者への情報提供を行うとともに、近況や治療歴などを聞き取り、個人にあった支援を検討することができる。

② 医薬品の適正使用を推進する取組

医薬品の適正使用を促す保健指導 (1)

【実施内容】

KDB システムやレセプトデータ等により抽出した対象者に対して、保健師等による適正な医薬品の服薬につながる保健指導を実施する。

【対象者と実施時期】

対 象 者		実施時期
重複・多剤服薬	KDB システムで65歳以上かつ6剤以上・15剤以上処方されている者の中から、処方日数・レセプト等を考慮し抽出した優先対象者	毎月確認

【実施方法】

- ①対象者のレセプト情報等を基に保健師や看護師が訪問し、リーフレットを使った事業の説明、聞き取りによる状況確認（お薬手帳、服薬・残薬状況）、お薬手帳連携シールを活用する。
- ②訪問後は、電話での状況確認・訪問にて薬剤師の対応を確認・KDBで確認のいずれかで対応する。

【目的と効果】

重複・多剤服薬者へ訪問等の保健指導を行うことで、自身が処方されている薬に対して興味を持ち、服用の仕方でどのような体への影響があるのかを知り、お薬手帳を薬剤師につなげ活用する。

また、重複・多剤服薬は医療費の増加に関係し、保険財政の負担につながることを知ってもらい、少しでも適正な服薬につなげる。

④その他の保健事業

（１）ジェネリック医薬品普及促進事業

【対象者】

調剤レセプトがあり、ジェネリック医薬品に変更することにより、１００円以上の効果が見込める者

【実施方法・内容】

年に２回、国民健康保険団体連合会が抽出した対象者に対し、通知送付による啓発を行う。
また、発送後にレセプトデータにより普及効果を検証する。

【実施目標】

令和７年度末達成目標を下記のとおり設定します。

- ・ジェネリック医薬品数量シェア（置き換え率）

＝後発医薬品の数量／（後発医薬品のある先発医薬品の数量＋後発医薬品の数量）８５％